

# 山梨県公報

第千八百八十七号

平成二十年

九月十八日

木曜日

## 目次

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………五二一

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の一部の解除……………五二一

道路の区域変更(三件)……………五二一

道路の供用開始(三件)……………五二二

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………五二三

都市計画事業の認可……………五二七

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五二七

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………五二八

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止……………五二九

平成二十年度製菓衛生師試験の実施……………五三〇

松くい虫駆除命令内容の公表……………五三一

国土調査の成果の認証……………五三二

換地処分の実施……………五三二

その他……………五三三

山梨県土地開発公社の一般競争入札について(二件)……………五三三

## 告 示

### 山梨県告示第四百号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十年九月十八日

山梨県総合県税事務所長 輿水修策

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
小沢石油株式会社	山梨県甲府市下石田二丁目十一番三	平成二十年七月三十一日

### 山梨県告示第四百一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第四項の規定により、平成二十年山梨県告示第三百六十七号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部の指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて閲覧に供する。

平成二十年九月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定を解除する区域 都留市田原九七二番地一の一部、九七三番地の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 ふつ素及びその化合物

### 山梨県告示第四百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十年十月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年九月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西下条音羽自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲府市富士見二丁目荒川左岸堤防敷地先から 甲府市富士見二丁目荒川左岸堤防敷地先まで	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	三八・〇